

## 令和8年度唐津市青少年音楽活動育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地域の音楽文化の振興及び青少年の健全な育成を図るため、市内で開催される青少年の音楽活動を育成支援する事業(以下「補助対象事業」という。)を実施するものに対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し唐津市補助金等交付規則(平成17年規則第42号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

**第2条** 補助対象事業は、唐津市青少年音楽活動育成支援事業補助金選定委員会において選定を受けた事業であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 音楽の技能の向上を志す青少年に対し、当該事業の一環として一定期間練習環境を確保して指導を行うこと(通常から営利事業として行われているものは除く。)
- (2) 出場者として、音楽の技能の向上を志す青少年を広く公募し、100人以上収容可能な市内会場で開催する音楽イベントであること(市内からの出場者が3分の1以上となる場合に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業活動は、補助対象事業としない。

- (1) 専ら営利を目的とする事業
- (2) 特定の個人又は団体の利益を目的とする事業
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的とする事業
- (4) 市から他の補助金の交付を受ける事業又は受ける予定の事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付目的に適合しないと認める事業

(補助対象事業者)

**第3条** 補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象事業者」という。)は、補助対象事業を主催する市内に拠点を置く団体とする。

(補助対象経費)

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補

助対象事業に要する経費のうち、市長が認める別表に掲げる経費とする。ただし、補助対象事業者の団体運営に要する経費は除く。

- 2 前項に規定する補助対象経費に対し、他の補助金、助成金及びこれに類するものが交付される場合は、補助対象経費から除外する。

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、限度額は90万円とする。ただし、補助金の交付は、同一年度内において1回限りとする。

(補助金の交付申請及び提出期限)

**第6条** 規則第4条第1項の補助金等交付申請書は、第1号様式によるものとする。

- 2 前項の規定による補助金の申請書の提出期限は、市長が別に定める日とする。

(計画変更申請)

**第7条** 規則第9条第1項の補助事業等計画変更申請書は、第2号様式によるものとし、その他必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更は、この限りでない。

- (1) 補助金額に変更のない場合で、補助対象経費の配分の変更である場合
- (2) 補助の目的及び効果に関係しない程度の事業計画の細部を変更する場合

(実績報告)

**第8条** 規則第15条第1項第1号の事業実施報告書は、第3号様式によるものとする。

- 2 前項の事業実施報告書の提出期限は、補助対象事業完了後30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までとする。

(関係書類の整備及び保管)

**第9条** 補助金の交付を受けたものは、補助対象事業の収支を明らかにした書類等を整備し、補助対象事業完了後5年間保管しなければならない。

(公表)

**第10条** 市長は、補助金の交付の決定を受けたものの名称、代表者、事業名、事業内容及び成果について、文化振興策の実例として公表することができるものと

する。

(補則)

**第 1 1 条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、告示の日から施行し、令和 8 年度に行う補助対象事業に適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	経費の内容
報償費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 講師、出演者等への謝金（交通費等含む。）</li> <li>2 賞品購入等に係る経費</li> </ol>
消耗品費	<p>その性質又は形状が、短期間（1年以内）若しくは一度の使用によって、変質、消耗、価値消滅又は損傷しやすいもので、長期間の保存に耐えないもの（飲料を含む食糧費は対象外）</p>
印刷製本費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 コピー料</li> <li>2 印刷及び製本に係る経費</li> </ol>
光熱水費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象事業の実施にあたり使用する電気、ガス及び水道に係る経費</li> <li>2 燃料費（車両用ガソリン購入費を除く。）</li> </ol>
役務費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便料</li> <li>2 各種許可申請に必要な手数料</li> <li>3 楽器の調律に関する経費</li> <li>4 著作権使用料</li> <li>5 損害保険等に係る掛け金</li> <li>6 特定の個人等から役務の提供を受けた場合に支払う料金</li> </ol>
委託料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 チラシ、パンフレット等の作成及び広告宣伝に係る経費</li> <li>2 会場設営、舞台運営、警備、看板設置・撤去等、補助対象事業の実施のために他の事業者への外注が必要な経費</li> </ol>
使用料及び賃借料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会場、設備等使用に係る経費</li> <li>2 補助対象事業の実施に必要不可欠な物品の借りに係る経費</li> </ol>
その他諸経費	<p>補助対象事業の実施に必要不可欠であると市長が認める経費</p>

第 1 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

唐津市長 様

住 所

申請者 名 称

代表者

唐津市青少年音楽活動育成支援事業補助金交付申請書

次のとおり事業を実施したいので、唐津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項及び令和 8 年度唐津市青少年音楽活動育成支援事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 補助対象事業費
- 4 交付を受けようとする補助金の額
- 5 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 予算書
  - (3) その他関係書類

※ この申請書の提出をもって、申請者又は添付書類に記載した者について、唐津市補助金等交付規則(平成 17 年唐津市規則第 4 2 号)第 3 条の 2 に規定する排除対象者に該当するか否かに関し市長が必要と認めるときは、佐賀県唐津警察署に照会することを承諾します。

## 事業計画書

### 1 青少年の音楽活動育成支援に関すること

具体的な内容	
対象とする年代	
指導する者	
指導する期間	
練習環境の確保	
アピールポイント	

### 2 青少年の音楽イベントに関すること

具体的な内容	
開催予定時期	
予定する会場	
出場者の公募及び選 定方法	
審査方法	
アピールポイント	

### 3 本事業の意義に関すること

本事業が目指す将来 像	
事業継続の考え方	

## 予算書

(収入の部)

項目	金額 (円)	摘要
計		

(支出の部)

項目	金額 (円)	摘要
計		

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

唐津市長 様

住 所

申請者 名 称

代表者

唐津市青少年音楽活動育成支援事業計画変更申請書

年 月 日付け唐 第 号で交付決定通知のあった令和8年度唐津市青少年音楽活動育成支援事業補助金について、次のとおり計画変更をしたいので、唐津市補助金等交付規則第9条第1項及び令和8年度唐津市青少年音楽活動育成支援事業補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の内容

2 計画変更の理由

3 添付書類

事業計画書（変更後）、予算書（変更後）

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

唐津市長 様

住 所

申請者 名 称

代表者

唐津市青少年音楽活動育成支援事業補助金実施報告書

唐津市青少年音楽活動育成支援事業補助金について、次のとおり事業を実施しましたので、唐津市補助金等交付規則第15条第1項及び令和8年度唐津市青少年音楽活動育成支援事業補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

- 1 事業の名称
- 2 補助対象事業費
- 3 補助金額
- 4 事業完了年月日
- 5 添付書類
  - (1) 事業実施報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 補助対象事業に係る領収書等の写し
  - (4) 活動状況の写真
  - (5) その他必要書類